

三島市移住・就業支援補助金実施要領

制定 令和元年5月30日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市移住・就業支援補助金交付要綱（令和元年5月30日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 要綱第3条に規定する補助対象者には、同条第1号ア(イ)の要件の東京23区への通勤の期間について、移住をする3ヵ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(テレワークに関する要件)

第3条 要綱第3条第3号アに規定する自己の意思により移住をし、かつ、当該企業等の業務を引き続き行う者には、移住をした直後から申請日までの期間に勤務日数の5分の1を超えて東京23区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。以下同じ。）に出勤した者は含まない。

(交付の申請)

第4条 要綱第5条第1号の本人の写真を貼り付けた身分証明書その他の本人確認ができる書類は、旅券、在留カード、又は旅券法施行規則別表第二に掲げる免許証等とする。

2 要綱第5条第7号のその他市長が必要と認める書類は、別表に掲げる書類とする。

別表（第3条関係）

区 分	添付書類
全ての者	誓約書（様式第1号）、同意書（様式第2号）
2人以上の世帯が移住をする者	世帯構成員表（様式第3号）
要綱第3条第1号アの要件を満たす者のうち、雇用保険の被保険者として東京23区への通勤をしていた者	退職証明書（様式第4号）または通勤証明書（様式第6号）その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

要綱第3条第1号アの要件を満たす者のうち、法人経営者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていた者	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類
要綱第3条第1号アの要件を満たす者のうち、東京圏に居住し、かつ、東京23区に所在する大学等へ通学し、東京23区に所在する企業等へ就業した者	在学期間や卒業校、在籍した学部を確認できる書類並びに移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
要綱第3条第1号ウ(イ)の要件を満たす者のうち、外国人	在留資格及び在留期間を証する書類
要綱第3条第3号の要件を満たす者	テレワーク勤務状況申告書(様式第5号)
要綱第3条第3号の要件を満たす者のうち、法人経営者又は個人事業主	履歴事項全部証明書の写しその他移住元での開業状況を確認できる書類(発行後3か月以内のもの)、事業に係る納税証明書及び業務の取引に係る契約書その他移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類
要綱第3条第4号の要件を満たす者のうち、個人事業主	東京23区に所在する企業等及び市の区域内に所在する企業等に在職していることを証する書類